

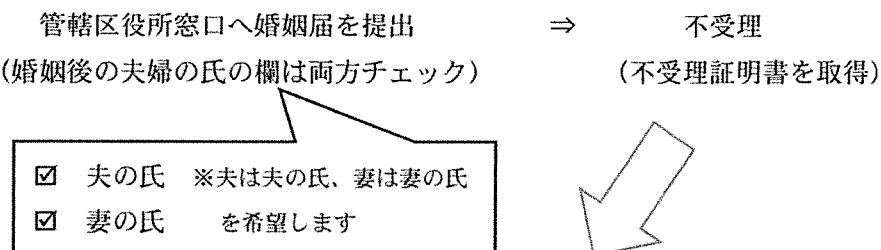
第二次夫婦別姓訴訟・提訴前記者レク

2018年2月27日
夫婦別姓訴訟弁護団

1 提訴予定日

3月14日（水） 16時30分頃～ 提訴記者会見を予定
17時00分頃～ 提訴報告集会を予定

2 裁判の概要



- (1) 夫婦別氏の婚姻届の受理を求める審判の申立て（家庭裁判所）
(2) 婚姻届が受理されず法律婚ができないことについて、
婚姻届不受理処分・立法不作為に対する国家賠償請求（地方裁判所）

3 当事者（いずれも事実婚夫婦）・提訴地

- (1) 東京本庁（霞が関）
・世田谷区カップル 夫、妻ともに大学教員、30年近く事実婚にある夫婦
※ 世田谷区役所に届出済み
- (2) 東京立川支部
・八王子市カップル 夫（40代、教員）、妻（40代、パート）
※ 3月初旬に八王子市役所に届出予定
・東京都内在住カップル 夫（40代、会社員）、妻（40代、看護師）
※ 都内役所に届出済み
- (3) 広島
・夫（60代）、妻（60代）・広島市在住
30年近く事実婚関係にあり ※ 近日中に広島市内区役所に届出予定

4 別裁判の提起について（詳細未定）－ 提訴時期等決まり次第お知らせ予定

○○国の方で婚姻手続完了 ⇒ 日本において報告的届出 ⇒ 戸籍に搭載されない
(夫婦別氏でも婚姻成立)
⇒ 婚姻の有効性の確認を求める裁判

夫の氏
 妻の氏

第二次夫婦別姓訴訟・法的主張

<関連規定>

民法 750 条

「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」

戸籍法 74 条 1 号

「婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならぬ。一 夫婦が称する氏」

※ 民法 750 条は、民法第4編2章1節の「婚姻の要件」の場所にではなく、2節の「婚姻の効力」の冒頭におかれている。しかし、民法の届出婚主義の下、この民法 750 条と、「夫婦が称する氏」を婚姻届の必要的記載事項とする戸籍法 74 条 1 号の規定とがあいまって、「婚姻の際に夫婦が称する氏を選択しなければならないこと」は、実際には「婚姻の要件」となっている。そのため、その選択ができない夫婦が法律婚から排除される結果となっている。

第1 「夫婦別氏の婚姻届受理を求める裁判」の法的主張

1 主張概要

(1) 申立ての趣旨

「●●区長（市長）に対し、平成30年2月27日に申立人らが届け出た婚姻届を受理すべきことを命ずる旨の審判を求める。」（戸籍法 121 条の不服申立て）

※●●の部分には、各届出市区町村（世田谷、国分寺など）が入る。

(2) 申立ての理由

- ① 憲法 14 条 1 項違反
- ② 憲法 24 条違反
- ③ 國際人権条約違反

2 憲法 14 条 1 項違反（新主張）

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

(1) 誰に対する差別か

夫婦別氏を希望する者

(2) いかなる事項に基づく差別か

夫婦別氏を希望するという、夫婦としての在り方及び生き方に関する自己決定に委ねられるべき事項（信条）

＜最高裁昭和63年2月16日第三小法廷判決＞

氏名は、「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するもの」

＜第一次夫婦別姓訴訟最高裁大法廷判決（平成27年12月16日）＞

「婚姻前に築いた個人の信用、評価、名誉感情等を婚姻後も維持する利益等は・・・氏を含めた婚姻及び家族に関する法制度の在り方を検討するに当たって考慮すべき人格的利益である」

「婚姻に伴い氏を改めることにより不利益を被る者が増加してきていることは容易にうかがえるところである」

(3) 侵害される権利・利益

① 婚姻の自由

＜再婚禁止期間違憲最高裁大法廷判決（最大判平成27年12月16日）＞

「婚姻をするについての自由は、憲法24条1項の規定の趣旨に照らし、十分尊重に値する」

② 法律婚のみに与えられている法的権利・法的利益及び事実上の利益

例：共同親権、嫡出推定、相続権、税法上の優遇措置、不妊治療

③ 夫婦であることの社会的承認

＜再婚禁止期間違憲最高裁大法廷判決＞

「国民の中にはなお法律婚を尊重する意識が幅広く浸透している」

(4) 判断基準

夫婦を同氏とすることに合理性があるか否かという観点ではなく、夫婦別氏を希望する者を婚姻制度から排除することが、日本における婚姻制度という事柄の性質を踏まえたものとして正当化され得るかという観点から判断されるべき。

＜第一次夫婦別姓訴訟最高裁大法廷判決 木内道祥裁判官個別意見＞

「立法裁量の合理性という場合、単に、夫婦同氏となることに合理性があるということだけでは足りず、夫婦同氏に例外を許さないことに合理性があるといえなければならない」

(5) 夫婦別氏の選択肢を認めない夫婦同氏制

① 公序からの要請ではないこと

昭和22年の民法改正により導入された経緯をみると、共同生活をする者は同じ氏を称しているという当時の習俗や慣習を継続し、また、当時の氏による共同生活の実態を表現したというものに過ぎず、公序からの要請によって導入されたものではない。

② 個人の尊厳にも両性の本質的平等に反すること

夫婦別氏の選択肢を認めない現在の夫婦同氏制は、個人の人格の象徴たる生来の氏にかかる人格的利益を奪い、かつ、夫婦の片方に改氏を余儀なくさせるものであるから、個人の尊厳にも両性の本質的平等にも反する（憲法24条の主張にて詳述）。

③ 第一次夫婦別姓訴訟最高裁大法廷判決の不十分性

- ・ 同判決は、「家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ、その呼称を一つに定めることには合理性が認められる」とするが、家族が「社会の自然かつ基礎的な集団単位」であることと呼称を一つに定めることは直結しない。
- ・ 同判決は、夫婦同氏制の機能として、「家族という一つの集団を構成する一員であることを、対外的に公示し、識別する機能」を挙げるが、現実の社会には、共に暮らしていても氏が同一ではない家族（夫婦・親子）が例外的とはいえない割合で存在している。また、そのような公示機能は、裏を返せば、事実婚夫婦や婚外子に対する差別意識を助長するものであるともいえる。
- ・ 同判決は、「家族を構成する個人が、同一の氏を称することにより家族という一つの集団を構成する一員であることを実感することに意義を見いだす考え方も理解できる」とするが、同氏であることによって家族であると実感する者が一定程度存在するという事実が、そうでない者に対してまで同氏を強制する理由とはなりえない。

④ 婚姻制度の目的に背く結果となっていること

現行の選択肢なき夫婦同氏制は、別氏での法律婚を希望する者に法律婚を許さず、事実婚へと追いやるものであるから、法律婚の推奨という婚姻制度の目的に資するどころか、かえってかかる目的を害し、婚姻制度を形骸化させている。

(6) 小括

民法750条及び戸籍法74条1号による、別氏を希望する者に対する別異取扱いは、憲法14条1項が禁止する法的な差別的取扱いに該当する。

3 憲法24条違反（第一次夫婦別姓訴訟最高裁大法廷判決の非論理性をただす主張）

（1）前提

- ・憲法24条違反については、第一次夫婦別姓訴訟最高裁大法廷判決において、5人の裁判官が違憲と認めた。
- ・10人の裁判官は違憲ではないと結論付けたが、同時に憲法24条は、国会の「立法裁量の限界を画した」規定であり、国会が婚姻及び家族に関する法制度を制定するにあたって配慮すべき事項を具体的に明示した（下記★部分）。
- ・しかし、同多数意見のその後の判示部分においては、この自ら立てた基準に沿った判断がなされていない。

（2）第一次夫婦別姓訴訟最高裁大法廷判決の多数意見が立てた基準

- ★国会が婚姻及び家族に関する法制度を制定するにあたっては、「憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すること」、「両性の実質的な平等が保たれるように図ること」、「婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制約されることのないように図ること」等について十分な配慮が求められる。
- ・婚姻及び家族に関する法制度を定めた法律の規定が憲法24条に適合するものとして是認されるか否かは、「当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否か」という観点から判断すべき。

（3）現行の選択肢なき夫婦同氏制と「個人の尊厳と両性の本質的平等」との関係

- ・第一次夫婦別姓訴訟最高裁大法廷判決の多数意見は、上記の★部分の基準を使わず。
- ・現行の選択肢なき夫婦同氏制は、個人の「人格の象徴」たる氏名の一部を奪うもので「個人の尊厳」を侵害。逆に選択的夫婦別姓制度は、結婚という人生における重大な岐路において人生の選択肢を1つ増やすもので、個人の人生に関する自己決定に資する。
- ・現行制度の下では、約96%の夫婦において女性が改姓（平成28現在）。「両性の実質的平等」が保たれていないことは明らか。
- ・平成27年12月25日に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画の「第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」には、「社会制度や慣習は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものではあるが、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれてている立場の違い等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の

選択に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行の構築が必要である」という記載がある。現行の選択肢なき夫婦同氏制は、上記の「明示的に性別による区別を設けていない」が「結果的に男女に中立に機能しない」制度の代表例であるから、真っ先に見直されなければならない。

- ・詳しくは下記4に譲るが、現行の選択肢なき夫婦同氏制は、我が国が批准している国際人権条約に違反している。条約の効力は「憲法と法律の中間にある」と解されているため、憲法24条によって立法府に立法裁量が与えられているとしても、立法府はかかる国際人権条約に反する立法を行うことはできない。

(4) 小括

現行の選択肢なき夫婦同氏制は、「個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超える」ことは明らかで、憲法24条に違反する。

4 国際条約違反（次ページご参照）

国際人権条約違反の主張

選択肢なき夫婦同氏制は、国際人権条約である自由権規約と女性差別撤廃条約に違反しています。

1 自由権規約違反

自由権規約は1966（昭和41）年に国連総会で採択、1976（昭和51）年に発効した条約で、日本は1979（昭和54）年に批准し、同年9月に日本について発効しました。

自由権規約3条は市民的及び政治的権利の享有について男女の権利の平等を定め、同規約23条は、婚姻について配偶者の権利及び責任の平等を確保するため、適当な措置をとるべきことを締約国に義務付けています。

また、自由権規約委員会の一般的意見でも、婚姻前の姓を保持し、または新しい姓を選択することに関する平等が確保されなければならないことが述べられています。

自由権規約関連条文

第3条

この規約の締約国は、この規約に定めるすべての市民的及び政治的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。

第23条

1 及び 2 は略。

3 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意なしには成立しない。

4 この規約の締約国は、婚姻中及び婚姻の解消の際に、婚姻に係る配偶者の権利及び責任の平等を確保するため、適当な措置をとる。その解消の場合には、児童に対する必要な保護のため、措置がとられる。

2 女性差別撤廃条約違反

女性差別撤廃条約は、1979（昭和54）年に国連総会で採択され、1981（昭和56）年に発効した条約で、日本は1985（昭和60）年に批准し、同条約は同年7月25日に日本について発効しました。

女性差別撤廃条約でいう女性に対する差別とは、「性に基づく、区別、排除又は制限であって、政治的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女性（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」と定義されています。そのため、女性差別を直接に「目的」とした行為だけでなく、そのような「効果」を持つもの（間接差別）も含まれます。

女性差別撤廃条約16条1項は、「締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるべきことを定め、特に、「男女の平等を基礎として」、「自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」((b))、「夫及び妻の同一の個人的権

利（姓及び職業を選択する権利を含む。）」((g)) を確保することを締約国に義務付けています。

1994(平6)年、女性差別撤廃委員会は「婚姻及び家族関係における平等に関する一般勧告21」を採択し、その中で、16条1項(g)について、法もしくは慣習により、婚姻に際して自己の姓の変更を強制される場合には、女性は姓の選択権を否定されていることになることを明らかにしています。また、同委員会は、日本に対し、過去15年間に渡り3度も民法750条の改正を勧告しています。第7回・第8回定期報告書の審査についての総括所見（最終見解）では、平成27年最大判について懸念を表明し、「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること」を勧告しました。

女性差別撤廃条約関連条文

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 略
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) ~ (f) 略
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 略

第2 「婚姻届不受理・立法不作為による損害賠償を求める裁判」法的主張

1 主張概要

(1) 請求の趣旨

- ① 被告●●区（●●市）は、原告らに対し、それぞれ金●万円を支払え
- ② 被告国は、原告らに対し、それぞれ金●万円（※請求額は未定）を支払え
との判決を求める。

(2) 請求の原因（上記第1の裁判と同じ）

- ① 憲法14条1項違反
- ② 憲法24条違反
- ③ 国際人権条約違反

2 国家賠償請求に関する主張

(1) 婚姻届不受理に関する主張

- ・現行の選択肢なき夫婦同氏制は、憲法14条1項、憲法24条及び国際人権条約に違反する違憲・違法な制度。
- ・戸籍に関する事務は、地方自治法2条9項1号に規定する「第1号法定受託事務」であり（戸籍法1条2項）、「都道府県、市町村又は特別区が処理する」ものであるが、「国においてその適正な処理を特に確保する必要がある」もの。
- ・よって、被告●●区（●●市）が違憲・違法な現行制度に従って夫婦別氏を求める婚姻届を不受理としたこと、及び、被告国が被告●●区（●●市）に当該不受理処分を行うことを余儀なくさせたことは、国家賠償法上違法となる。

(2) 立法不作為に関する主張

- ・被告国は、かかる選択肢なき夫婦同氏制を定めた民法750条及び戸籍法74条1号を速やかに改正すべきであった。
- ・被告国は、遅くとも法制審議会が選択的夫婦別氏制を含む「民法の一部を改正する法律案要綱」を公表した平成8年2月26日には上記規定の違憲性を認識しており、それから既に約22年の時が経過したにもかかわらず、正当な理由なくその改正の立法措置を怠っているのであるから、そのような立法不作為が国家賠償法上違法の評価を受けることは明らか。

以上

◆ 法律婚できることによる権利侵害・不利益の一覧

1 婚姻の自由（憲法 24 条 1 項）の侵害

戸籍に婚姻を登録できない。婚姻関係にあることを公証できない。

2 民法上の権利・利益が受けられない

ア 子は嫡出推定（民法 772 条）を受けられない。

イ 子について、父母（夫婦）は共同親権者になれない。

夫婦の一方は、子の財産管理権及び法定代理権を持てない。

さらに、夫婦の一方は

子名義の銀行口座を開設できない。

子のパスポートの作成申請を行えない。

幼少の子と同一のパスポートを作成できない。

子の医療行為の同意権がない。

単独親権者である親が死亡した場合、他方の親に当然に親権が移行せず、家裁での親権者変更の手続きが必要である。親権者不在の空白期間が生まれる。

ウ 相続に関して、事実婚配偶者は、

法定相続人になれない（民法 900 条）。

寄与分（民法 904 条の 2）も遺留分（民法 1028 条）も認められない。

遺言があっても家裁での遺言書の検認立会権がない（民法 1004 条 2 項）。

エ 養親となり特別養子縁組をすることができない（民法 817 条の 3）。

相手方配偶者についての成年後見・補佐・補助開始審判の申立権及び同開始審判の取消しの申立権を有しない（民法 7 条 1 項、11 条、15 条 1 項、10 条、14 条 1 項、18 条 1 項）。

3 税法上の権利・利益

事実婚の配偶者は

ア 所得税・住民税・相続税の配偶者控除を受けることができない。

所得税・住民税の医療費控除は、世帯合算ができない。

法律婚配偶者は遺産の 2 分の 1 までならば額を問わず非課税だが、事実婚配偶者にはその特典はない。

イ 遺贈で相続すると、法律婚配偶者のそう続よりも相続税率が高い。

ウ 婚姻期間 20 年以上の法律婚夫婦の間でにおける居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与について、2,000 万円までの控除（配偶者控除）が認められない。

4 その他の法的な不利益利益

事実婚配偶者につき、

- ア 不妊治療を、現在でも実施しない医療機関がある。
不妊治療に関する助成金は認められない
助成金は初回治療で最大 30 万円、2 回目以降は最大で 15 万円。
- イ 死亡保険金の受取人になりにくい。
- ウ 居住不動産につき住宅ローンを連帯債務者として組むことを金融機関が認めない。
- エ クレジットカード等の家族カードの作成ができない。
- オ 婚姻住居につき賃貸借契約を締結する際、同居家族として認めてもらえない場合がある。仮に入居可能でも事実婚配偶者の双方に保証人を付けることを求められることがある。
- カ 成年後見人になりにくい。
- キ 年齢に関わらず、病気の治療、事故等による外傷に対する治療方針の選択、手術の同意、終末期における医療の選択（延命治療を「希望しない」ことも含む）、療養場所（自宅・病院・施設等）の決定等につき、家族としての同意を行えるか否かが不安定である。
- ク 平成 30 年 1 月に法務省法制審議会民法部会が公表した民法の改正に関する要綱案では、相続人以外の一定の親族が介護など被相続人に貢献した場合、遺産の相続人に対して金銭を請求できる制度を創設するとされているが、子の事実婚の配偶者は含まれていない。

以上

◆ その他、参考情報

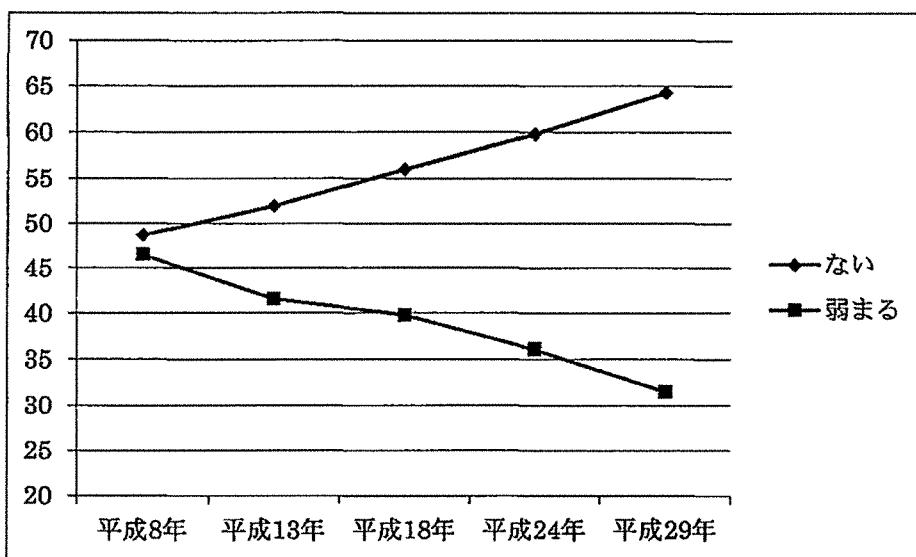
◇ 平成28年 夫の氏を選択した夫婦 95.95%

◇ 平成27年 ともに初婚の夫婦

平均結婚年齢 男30.7歳 女29.0歳

◇ 内閣府世論調査 経年変化

夫婦・親子の名字（性）が違うと夫婦を中心とする「家族の一体感（きずな）」に影響がでてくるか」という問い合わせに対する回答



	ないと思う	弱まると思う
平成8年	48.7%	46.5%
平成13年	52.0%	41.6%
平成18年	56.0%	39.8%
平成24年	59.8%	36.1%
平成29年	64.3%	31.5%

年代別グラフ

